

新旧対照表（令和6年度高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領）

改正後	改正前	備考
<p>高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 対象資格</p> <p>対象資格は、次に掲げる資格とする。</p> <p>なお、6か月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の①専門実践教育訓練給付の指定講座、②特定一般教育訓練給付の指定講座、③一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る）も対象とする。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p>5～6（略）</p> <p>7 事前相談の実施</p> <p>（1）母子・父子自立支援員及び福祉保健所担当職員は、養成機関において<u>6月以上</u>のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談を実施する等受給希望者の事前把握に努める。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>8～13（略）</p>	<p>高知県高等職業訓練促進給付金等事業実施要領</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 対象資格</p> <p>対象資格は、次に掲げる資格とする。</p> <p>なお、<u>令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6</u>か月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の①専門実践教育訓練給付の指定講座、②特定一般教育訓練給付の指定講座、③一般教育訓練給付の指定講座（情報関係に限る）も対象とする。</p> <p>（1）～（17）（略）</p> <p>5～6（略）</p> <p>7 事前相談の実施</p> <p>（1）母子・父子自立支援員及び福祉保健所担当職員は、養成機関において<u>1年以上（令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上）</u>のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談を実施する等受給希望者の事前把握に努める。</p> <p>（2）～（4）（略）</p> <p>8～13（略）</p>	

改正後	改正前	備考
<p>附則 (施行期日) 1 この要領は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。 2 この要領は、令和 <u>7</u> 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p>	<p>附則 (施行期日) 1 この要領は、平成 27 年 5 月 28 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。 2 この要領は、令和 <u>6</u> 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 30 年 5 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から施行し、同年 8 月 1 日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和元年 6 月 13 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。</p>	

改正後	改正前	備考
<p>附則 (施行期日) この要領は、令和2年5月28日から施行し、<u>同年4月1日から適用する。</u></p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和3年5月28日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要領は、令和6年5月7日から施行し、同年4月1日から適用する。</u></p> <p>別記第1号～第4号様式(略)</p>	<p>附則 (施行期日) この要領は、令和2年5月28日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和3年5月28日から施行する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和4年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>附則 (施行期日) この要領は、令和5年5月10日から施行し、同年4月1日から適用する。</p> <p>別記第1号～第4号様式(略)</p>	